



# 福岡県持続化緊急支援金の概要

## 目的

新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広くお使いいただける支援金を給付するものです。

この支援金は、国の「持続化給付金」の対象とならない事業者に対して、1回限り給付するものです。

## 対象者

**中堅・中小法人、個人事業者。**

**また、医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人。**

※資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

※資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

※確定申告の納税地が福岡県内である事業者が対象(法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地、個人にあっては住所等)。

※風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者、政治団体、宗教上の組織もしくは団体は対象外。

## 給付額

**法人は 50万円、個人事業者は 25万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

※給付は1回限りとなります。

## 申請期間

2020年5月2日(土)～緊急事態解除宣言がなされた日の属する月の翌月末(最長2021年1月15日)

申請内容に不備等が無ければ、2週間程度で給付することを想定しています(銀行振込)。

## 申請要件

- (1)2020年1月以降、申請日の属する月の前月までの期間(以下「対象期間」という。)のうち、ひと月の売上が前年同月比30%以上50%未満減少した月があること。
- (2)対象期間のうち、前年同月比50%以上減少した月がひと月もないこと。
- (3)国の「持続化給付金」を申請していないこと。

※別記「誓約事項」で掲げる項目に誓約していただくことが必要です。

※申請時点において、対象期間のうち、ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している月がある場合は、「福岡県持続化緊急支援金」の給付対象となりません。

(例えば、2020年5月に申請する場合、3月の売上が前年同月比▲50%、4月の売上が前年同月比▲30%となるときは、「福岡県持続化緊急支援金」の給付対象となりません。)

## 売上減少分の計算方法

対象期間中、ひと月の売上が前年同月比30%以上50%未満となる任意の月(以下「対象月」という。)の属する事業年度の直前の事業年度、または2019年の総売上  
－(対象月の売上)×12か月

## 申請方法

Web上での申請を基本とします。



■申請先 <https://www.kinkyushienkin.pref.fukuoka.lg.jp/>

パソコンやスマートフォン等を所有していないため、Web申請が困難な方のために、感染症対策を講じたうえで完全予約制の申請支援(必要情報の入力等)を行う窓口を順次設置する予定です。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により設置時期は変更となります。

※予約方法等については最下段のお問い合わせ先へご連絡ください。

## 必要書類

### ①確定申告書類

#### ■法人の場合

申請月の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の確定申告書別表一控え、及び法人概況説明書(收受日付が押されているものに限る)

※確定申告が完了していない事業年度については不要。

#### ■個人事業者の場合

2019年分の確定申告書第一表控え、及び所得税青色申告決算書の控え(收受日付が押されているものに限る)

※2019年分の確定申告が完了していない場合は、2018年分の確定申告書類を提出してください。

※本人確認書類も合わせて提出してください。

### ②2019年1月～申請月の前月までの月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる書類等(①で提出済みの書類を除く)

### ③通帳の写し

### ④その他事務局が必要と認める書類

## お問い合わせ先

福岡県持続化緊急支援金 相談窓口

0570-094894(平日9:00~17:00)

※5月は土、日、祝日も開設